

特別会計財務書類の検査

会計検査院は、特別会計に関する法律第19条第2項の規定に基づき、令和4年11月8日に内閣から送付を受けた18府省庁等が所管する13特別会計の令和3年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月23日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

同書類について、同法、特別会計に関する法律施行令、特別会計の情報開示に関する省令、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(以下「作成基準」)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理^(注)をしていて、同書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、4府省が所管する1特別会計^(注)において1事項見受けられた。

なお、上記の1事項については、環境省において所要の訂正が行われた。

(注) 1特別会計 エネルギー対策特別会計